

令和4年2月3日

保護者の皆様へ

葛飾区 子育て支援課
保 育 課

濃厚接触者の健康観察期間の短縮について（令和4年2月2日適用）

新型コロナウイルス感染に関して、厚生労働省は、令和4年2月2日、濃厚接触者である同居家族等の待機期間を変更する旨を発表しました。

このことを踏まえ、以下のとおりの対応としますので、よろしくお願ひします。

【変更点】

新型コロナウイルス感染者の同居家族者の待機期間が、感染者の発症日か、発症により感染対策を行った日の遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）になりました。

※当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算します。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算します。

※ここでいう感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などのことを指します。

【問い合わせ先】

子育て支援課	子育て支援係	電話：03-5654-8297
	私立幼稚園係	電話：03-5654-8266
保育課	保育管理係	電話：03-5654-8296